

ART HOTEL

ASAHIKAWA

—宿泊約款—

ご宿泊に関する規定

Hotel Information

宿泊約款

第1条

適用範囲

- ①アートホテル旭川(以下、当ホテルといいます)が、宿泊客との間で締結する宿泊契約、及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
②当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条

宿泊契約の申込み

- ①当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出でいただきます。

- (1)宿泊者名
(2)宿泊日及び到着予定時刻
(3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
(4)その他当ホテルが必要と認める事項(宿泊期間が1週間以上となる契約の場合、宿泊客の本人確認証をコピーしていただくことがあります。)
②宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿 泊 者 が	宿泊料金	①基本宿泊料(室料・又は室料+飲食料)
支 払 う べ き	追加料金	②飲食料及びその他の利用料金
総 領	税 金	③消費税及び地方税

備考1 基本宿泊料はフロントで提示する料金表によります。

第3条

予 約 金

- ①当ホテルに前項の規定により宿泊約款を成立した場合には、宿泊期間の宿泊料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
②予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、規定を適応する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序に充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。(予約金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

予約金の支払いを要しないこととする特約

- ①前条第1項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
②予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、第18条の規定を適応する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序に充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。(予約金の支払いを要しないこととする特約)

第5条

宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1)宿泊者の申込みが、この約款によらないとき。
(2)満室により客室の余裕がないとき。
(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4)宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
・特定感染症が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、宿泊者に対し、その症状の有無等に応じて、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができます。
※ 特定感染症：感染症法における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院等の規定が準用されるものに限る）及び新感染症。
(5)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6)天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
(7)都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。
(8)宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、以下のようない行為を繰り返す場合。
・不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求
・対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為
・要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なもの（※）等
（※）身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）、土下座の要求等

第6条

宿泊客の契約解除権

- ①宿泊客は、当ホテルに申し出で宿泊契約を解除することができます。
②当ホテルは、宿泊客がその責め帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第1項の規定により当ホテルが予約金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
③当ホテルは、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の到着予定時刻になんでも到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
④宿泊期間が1週間以上(7泊8日以上)の契約で、宿泊開始後その期間を短縮される場合は、退室予定日の3日前までにお申し出ください。
お申し出期限内にお申し出のない短縮は3泊分の宿泊料金を頂戴致します。なお、宿泊料金は宿泊実数による適用料金にて精算させていただきます。

ご宿泊に関する規定

Hotel Information

宿泊約款

第7条 当ホテルの契約解除権

①当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。

(3)宿泊に關し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5)室内へのペットの持ち込み(但し身体障害者補助犬は除く)。

(6)利用申込人数以上で利用したとき。

(7)宿泊客として登録された以外の方が入室及び宿泊をしたとき。

(8)都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

(9)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(10)お支払い指定日にお支払いがないとき。(この場合、宿泊客の手荷物等は、第16条2項を準用します)

②当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約人数	契約解除の通知を受けた日	不泊	当 日	前 日	7日前
			一 般	14名まで	100%
團 体	15名以上	100%	100%	50%	10%

備考1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。

第8条 宿泊の登録

①宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国情年月日

(3)出発日及び出発予定期刻

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

②宿泊客が、第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の利用時間

①宿泊客が、当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3:00から翌日午前11:00までとします。

②当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1)1時間につき2,000円

第10条 利用規則の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

①当ホテルの主な施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス説明書等でご案内致します。

②前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせ致します。

第12条 料金の支払い

①宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

②前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。

③当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 契約した客室の提供ができないとき

当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第15条 寄託物等の取り扱い

宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

ご宿泊に関する規定

Hotel Information

宿泊約款

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- ①宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- ②宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者にその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示が無い場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。
(飲食物・雑誌・新聞に関しては即日処分とさせていただきます。)

第17条 駐車の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 当ホテルに対する監査・調査のための当ホテルに当ホテルの管理の委託又は賃貸している者に対し、宿泊カードに記載されたお客様の個人情報が提供される場合があります。お客様はかかる個人情報の提供に同意します。

第20条 本約款に違背するような行為があり、万が一紛争が生じた場合には、その住所の如何にかかわらず東京司法裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第21条 天災地変その他当ホテルの責任のない理由により、当ホテルの全部または一部が消滅又は葉損して使用が不可能になった場合、利用約款は当然に終了します。

暴力団排除条項

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結拒否ならびに宿泊契約の解除をするものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力である場合

(2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

(3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの

(4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

(5) 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的 requirement 行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合